

- 一、労働時間より労働七時一分以上多し
- 一、全給、初給、給、体系之場合、日給金概し既と
- 一、通給、自由ノ給とし
- 一、労働者ノ自由承認
- 一、労働、依り種類が異なる
- 一、月十ヶ月、九ヶ月ノ解雇
- 一、送金、値下ノ概し
- 一、補助時、年給、年給、年給とし、其向一時日付給
- 一、金給、初給、依り、体系之場合、日給ノ金概し既と
- 一、通給、自由ノ給
- 一、年、年、年とし、其向一時日付給
- 一、労働者ノ解雇、其向一時日付給
- 一、労働者ノ解雇、其向一時日付給

七し、

労働者ノ回用 (二二五)

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者、回用

労働者、回用

労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用

労働者ノ回用、労働者ノ回用